

レイカディア大学（米原校）サポートの会活動規約改正—(案)—

第1章 総則

(本会の設置目的)

第1条 この規約は高齢者が時代の要請する実践的な新しい知識、教養を身に着け、地域の担い手として登場できるようレイカディア大学に提言して、協働によるレイカディア大学の運営に資することを目的とした自らのサポート活動に関することを定めるものである。

- (1) 名称はレイカディア大学米原校サポートの会と称する。(以下「本会」という)
- (2) 事務所はレイカディア大学米原校事務所に置く。

(サポート内容)

第2条 本会は前条の目的を達成するために次のサポートを行う。

- (1) 講師としての指導・補助
- (2) 講座等の企画・運営への参画
- (3) 教務事務・業務のサポート
- (4) 地域活動の推進に関するサポート
- (5) 大学等の活動に関する情報収集と発信
- (6) 学生募集、大学祭、地域活動プロジェクトチーム (以下「プロジェクト」という)を設置し活動する
- (7) その他、前条の目的を達成するための必要なサポート

(本会の構成・連携)

第3条 本会はレイカディア大学（米原校）の卒業生等でレイカディア大学学長から「滋賀県レイカディア大学サポートの会サポーター」（以下「サポーター」という）を委託された者により構成する。

- 2、サポートに際しては、レイカディア大学同窓会、NPO、各種団体、関係機関、ボランティア等と連携し、講師の派遣や在校生等の地域活動への支援などについて協力を求めるものとする
- 3、在校生の学科長は学科代表としてサポート活動調整会議に参画する

第2章 役員

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名

- (3) 総務 3名
- (4) 監事 1名
- (5) 広報・情報室長 1名
- (6) サポート活動部会長 3名
- (7) サポート活動プロジェクトリーダー 3名

(役員を選出)

第5条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 代表、総務部長、広報・情報室長は2年目のサポーターから選出し、副代表は1年目のサポーターの中より任意の方法で選出する。
 - (2) サポート活動部会代表者（以下、「部会長」という）は、第14条にてそれぞれのサポーターの中より任意の方法で選出する。
 - (3) サポート活動プロジェクトリーダー、サブリーダーはサポーターの中から選出し、各部会に所属し兼務にて活動する。
 - (4) 監事はサポーターの中から代表が委託する。
- 2、役員会の議を経て次期役員候補を選考するために三役（代表、副代表、総務代表3名）に選考を委任することができる。
- 3、直近の卒業生は、1年目、本会活動の全体掌握に努め、2年目は本会を引っ張り、3年目は後輩サポーターの育成と活動のフォローアップに努める。よって、代表及び部会長は2年目のサポーターより選出し、副代表及び副部会長は1年目のサポーターより選出することを原則とする。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し統括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し代表に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 部会、プロジェクト等代表者は各組織のサポーターを代表し、各組織内の意見集約や調整等を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

- 2、役員が年度途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残余期間とする。

(サポーターの登録、委託)

- 第8条 サポーターは、レイカディア大学の主旨に賛同しサポート活動に意欲がある者で
本会に登録を申し出た者の中から学長が委託し、サポーター名簿に登録された者とする。
- 2、任期は1期目3年とする。但し、2期目以降は1年ごとの委託とする。
 - 3、活動年度の途中で登録を行った場合、その任期は年度末をもって1年とみなす。
 - 4、本会への登録及び脱退の申し出には随時応じるものとする。

第3章 会議

(役員会)

- 第9条 役員会は第4条の役員で構成し、規約の改正及び規約の解釈に疑義を生じた場合に審議し決定する。
- 2、役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3、役員会は代表が招集し、出席者の過半数で決し賛否同数の場合は代表が決する。
 - 4、議長は代表が行う。

(総会)

- 第10条 総会は年1回10月に開催し代表が招集する。
- 2、参加資格者は第3条の1項に該当する者とする。
 - 3、議長は代表が行う。
 - 4、議事は出席サポーターの過半数で決し、賛否同数の場合は代表が決する。

(総会への付議事項)

- 題11条 総会に付議する事項は次の通りとする。
- (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 各部会、プロジェクト等の活動報告
 - (3) 会計報告及び監査報告
 - (4) 各部会、プロジェクト等の次年度活動予定(案)
 - (5) その他調整会議で必要と認めた事項

(サポート活動調整会議)

- 第12条 第4条に定める役員、在校生学科長、大学事務局、レイカディア大学同窓会代表者等から成るサポート活動調整会議を開催する。
- 2、サポートのあり方や内容、方法等についての協議、調整を定期的及び必要に応じて

- 行い、この調整に基づいてサポートを実施するものとする。
- 3、会議を構成する者の任期は在校生学科長を除き1年とする。但し再任は妨げない。
 - 4、会議は代表が招集する。但し、代表が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
 - 5、会議の議長は代表が行う。

(サポート活動調整会議の議決)

第13条 サポート活動調整会議は構成員の過半数をもって成立する。

2. サポート活動調整会議の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は代表が決定する。

(サポート活動部会、プロジェクトチーム)

第14条 第2条のサポート内容を具体的に実行する為に次の部会、プロジェクトチーム等をおく。

- (1) 園芸学科部会
- (2) 北近江学科部会
- (3) 健康づくり学科部会
- (4) 総務部
- (5) 広報・情報室
- (6) 学生募集プロジェクトチーム
- (7) 大学祭プロジェクトチーム
- (8) レイカディアの日プロジェクトチーム

- 2、サポート活動の内容は別紙又は年間計画で定める。
- 3、サポーターはそれぞれ卒業した学科の部会に参加するものとする。
- 4、プロジェクトメンバーは各部会に所属するサポーターで構成し兼務で活動する。
- 5、部会、プロジェクト等の組織、運営については別途定める。
- 6、部会、プロジェクト等の開催は各組織長が招集する。
- 7、部会、プロジェクト等の議長は各組織長が行う。

第4章 会計

(経費)

第15条 本活動の経費は滋賀県社会福祉協議会からサポート活動に対して支払われる謝金と、本会員からのご寄付によりサポート活動経費に充てる。

(会計報告)

第16条 本会の会計報告は総務部が作成し、毎年度終了時に監事に提出して監査を受けなければならない。

第5章 活動年度及び保険

(活動年度)

第17条 本会の活動年度は、毎年10月1日から始まり翌年9月30日に終わるものとする。

(ボランティア保険の加入)

第18条 第3条1項のサポーターはレイカディア大学の負担でボランティア保険に加入する。活動中の事故損害については保険の対象範囲内で対応する。

(本会への説明)

第19条 本会は年度末に大学事務局に対して本会の貢献やその効果等について説明を求めることができる。

(その他)

第20条 この規約に定めのない本会活動に関する事項については役員会で定める。

付則

この規約は平成23年3月28日から施行する。

平成25年10月29日 一部改正

平成26年10月24日 一部改正

平成27年10月30日 一部改正

平成28年 9月29日 一部改正

平成29年10月 5日 一部改正

平成30年10月12日 一部改正

令和 元年10月18日 一部改正